

## プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和6年11月8日

富山市長 藤井 裕久

### 1 業務概要

(1) 業務名

PPAによる公共施設（市有遊休地）へのPV導入事業

(2) 業務内容

別紙「PPAによる公共施設（市有遊休地）へのPV導入事業仕様書」参照

(3) 発注課

環境部環境政策課

(4) 履行期限

ア PV設置にかかる履行期限

契約締結日から令和8年2月14日まで

イ 電力供給契約の期間

令和8年4月1日から最長20年間

(5) 上限サービス料金単価（kWhあたり）

26.79円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限サービス料金単価を超える提案は無効とする。

(6) 上限サービス料金単価の算定にあたっては設備導入にかかる費用、運用・保守に係る費用、設備の解体撤去等に係る費用、発電側課金（系統連系受電サービス料金）、再エネ賦課金、託送料金等の必要な費用をすべて含み、電力購入契約後、富山市が実際に支払う単価を提案すること。ただし、事業用地に係る貸付料は、無償として算定すること。

(7) 本業務は、環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）重点対策加速化事業（以下、交付金という）の採択を受けて実施する。応募に際しては、交付金交付要綱、交付金実施要領を熟読の上臨むこと。

また、上限サービス料金単価は、交付金実施要領別表第1に定める交付対象事業費に対し、同要領別紙2イ（キ）に定める交付率、要件で上限額2億1千万円の補助金が交付されることを前提に試算すること。なお、交付対象事業費については、環境省脱炭素地域づくり支援サイトに掲載されている「よくあるご質問」も参考とすること。

### 2 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

ア 富山市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。（参加表明書提出時点で競争入札

参加資格者名簿登載者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。

① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）

③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

オ PPAによる公共施設（市有遊休地）へのPV導入事業受託候補者選考委員会（以下、選考委

員会) 委員と利害関係を有しないこと。

(2) 履行にあたり必要な要件

ア 体制

以下の要件をどちらも備える実施体制であること。

- ① 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- ② 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際して迅速に対応できる体制を有すること。

イ 過去の履行実績

以下の要件をどちらも満たしていること。

- ① 過去5年以内に北海道、東北地方、北陸地方における企業、地方公共団体所有施設又は所有地への太陽光発電設備の設置事業に参画した実績があること。
- ② 過去5年以内に企業、地方公共団体所有施設又は所有地への500kW以上の太陽光発電設備の設置事業に参画した実績があること。

ウ 責任者の資格、経歴

本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者をどちらも含めること。

- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士
- ② 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

エ 共同企業体での参加でないこと。ただし、業務の一部を第三者に委任又は請け負わせることは妨げない。

### 3 日程及び事務手続き

(1) 説明資料(PPAによる公共施設(市有遊休地)へのPV導入事業仕様書)について

ア 交付期間

令和6年11月8日(金)午前9時から令和6年11月29日(金)午後5時まで

イ 交付場所及び方法

市ホームページよりダウンロード

(2) 現地見学について

ア 日時

令和6年11月11日(月)から令和6年11月15日(金)

※時間については、午前10時から正午、午後1時から午後4時の間で希望者数に応じて順次決定し、通知する。

イ 集合場所

事業用地のうち環境部環境政策課の指定する場所(富山県富山市楡原1871番3)

ウ 内容

現地にて、設置場所の見学を行う。

エ 留意事項

- ・現地見学を行わなかった場合も現地踏査したもののみなす。
- ・公募に関する質問は質問書において受け付けるものとし、現地見学時には一切受け付けない。
- ・環境部環境政策課が定めた見学日時を厳守すること。

オ 申込受付期間

令和6年11月8日（金）午前9時から令和6年11月14日（木）正午まで（必着）

カ 受付場所及び方法

環境部環境政策課への電子メールにて受け付ける。

※件名は、「現地見学申込書（法人名）」とし、現地見学申込書ファイルを添付の上、送付すること。

(3) 調査資料等の閲覧について

ア 閲覧可能日時

令和6年11月11日（月）から令和6年11月22日（金）

※時間については、午前10時から正午、午後1時から午後4時の間で希望者数に応じて順次決定し、通知する。

イ 閲覧場所

富山県富山市新桜町7番38号 富山市役所西館7階

ウ 閲覧できる資料の名称

仕様書参考資料3「地質調査業務委託報告書」

※平成17年度に実施したボーリング調査、標準貫入試験、スウェーデン式サウンディング試験、CBR試験の調査結果をまとめたもの。

仕様書参考資料4「本市における再生可能エネルギー設備等導入拡大調査業務報告書」（抜粋）

※現地踏査による対象区画、敷地境界、連系点、日射への影響を与える周辺施設の調査結果をまとめたもの。

仕様書参考資料5「接続検討回答書（高圧版）」

エ 留意事項

- ・仕様書参考資料1、2は資料閲覧を申し込んだ者に対して電子メールで送付する。
- ・資料閲覧を行わなかった場合も閲覧したもののみなす。
- ・公募に関する質問は質問書において受け付けるものとし、資料閲覧時には一切受け付けない。
- ・環境部環境政策課が定めた閲覧日時を厳守すること。
- ・仕様書参考資料5を除き、参考資料の撮影は可とする。

オ 申込受付期間

令和6年11月8日（金）午前9時から令和6年11月20日（水）午後5時まで（必着）

カ 受付場所及び方法

環境部環境政策課への電子メールにて受け付ける。

※件名は、「資料閲覧申込書（法人名）」とし、資料閲覧申込書ファイルを添付の上、送付すること。

(4) 参加表明書（様式3）、資本関係・人的関係に関する調書（様式4）及び、履行にあたり必要な要

件調書（様式 5）の提出について

ア 受付期間

令和 6 年 11 月 8 日（金）午前 9 時から令和 6 年 11 月 29 日（金）午後 5 時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

環境部環境政策課への持参又は郵送若しくは電子メールにて受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

※郵送の場合は、到達を確認するため、送付後に環境部環境政策課へ電話で連絡すること。

ウ 提出書類

①参加表明書（様式 3）

②資本関係・人的関係に関する調書（様式 4）

③履行にあたり必要な要件調書（様式 5）

④類似事業の契約書等の写し（過去 5 年以内に北海道、東北地方、北陸地方における企業、地方公共団体所有施設又は所有地への太陽光発電設備設置事業に参画したことが分かる書類及び、過去 5 年以内に企業、地方公共団体所有施設又は所有地への 5 0 0 kW 以上の太陽光発電設備設置事業に参画したことが分かる書類）

⑤登記事項証明書

⑥印鑑証明書

⑦貸借対照表及び損益計算書

⑧納税証明書（市町村税）

⑨実施体制に含まれる一級建築士の免許証（免許証明書）の写し

⑩実施体制に含まれる電気主任技術者の免状の写し

(5) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について

令和 6 年 12 月 6 日（金）までに電子メールで通知する。

(6) 本募集に関する質問及び回答について

受付期間内に、「質問書（様式 6）」を電子メールにて環境部環境政策課へ提出すること。

※上記以外の方法による問い合わせには、応じない。

ア 受付期間

令和 6 年 11 月 8 日（金）午前 9 時から令和 6 年 11 月 29 日（金）午後 5 時まで

イ 受付場所

環境部環境政策課

ウ 回答方法

回答は質問者に対して、随時電子メールで行う。また、質問者の法人名を伏せた上で富山市ホームページに公表する。

エ 最終回答期限

令和 6 年 12 月 11 日（水）

(7) 提案書について

ア 受付期間

令和6年12月9日（月）午前9時から令和6年12月25日（水）午後5時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

環境部環境政策課への持参又は郵送により受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は12月25日（水）必着とし、一般書留又は簡易書留で送付すること。

ウ 提出書類

次の①～⑦について、指定様式又は任意様式（必須事項あり）により、記載すること。

なお、⑤～⑥については、別紙「業務説明資料（仕様書）」及び「提案書評価基準表」中の評価基準番号を参照し、具体的に記載すること。

①提案書表紙

②企業等概要（様式7）

③同種・類似業務の実績調書（様式8）…評価基準番号1

※該当するすべての事業を記載することとする。

④配置予定技術者（責任者）調書（様式9）…評価基準番号2～3

⑤事業実施体制（様式任意）…評価基準番号2～3

※以下（i）～（viii）の事項を記載すること。

（i）事業実施体制図（実施体制図の中に要件に定める資格を有する者を含めること）

（ii）工事開始から運転期間終了までの事業フロー

（iii）工事計画概要（設備導入工程表）、工事期間中の実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）

（iv）運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）・年間スケジュール、運転期間における実施体制

（v）故障、緊急時の対応体制図

（vi）提案者の経営状況（5年間）

貸借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

※各指標がマイナス等の場合、その理由及び今後の改善見込み等について記載をすること。

（vii）設備の導入、運転期間中及び撤去において設定するすべての保証内容

（viii）工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

（ix）事業実施中のリスクに対する対策（損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること）

⑥見積書（様式任意）…評価基準番号4

※サービス料金単価、業務内容、項目別の積算内訳を明記したものとする。

※サービス料金単価の算定にあたっては、本事業を実現するための全ての費用を含むものとする。

※単価は事業期間中一定とする。

※交付金額相当分がサービス料金から控除されることが明示されているものとする。

※事業者選定後、提示金額の範囲内で当該事業を発注するものとする。ただし、本市の求めに

応じて事業内容を追加した場合はその限りではない。

⑦実施内容（様式任意）…評価基準番号5～12

※業務の全体説明に加え、5～12の各評価基準項目について自社の提案におけるPRポイントを記載すること。

※評価基準番号6については、電力供給する全施設における1年間の温室効果ガス排出削減量の総量を算出することとする。なお、電力の排出係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>の別添「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」（令和6年4月改訂）で定められている0.434kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用すること。

※評価基準番号8については、盗難等に対する防犯対策として導入する予定のある機器や配置イメージを平面図で図示するなどしてわかりやすく記載すること。

エ 提出部数

提案書 7部

オ 留意事項

- ・「PPAによる公共施設（市有遊休地）へのPV導入事業仕様書」に準拠して記載すること。
- ・提案書に記載する項目名称及び項番は採点が簡便に行えるよう「評価基準」の評価項目、番号を意識した構成とすること。
- ・提案書はA4形式で30ページ以内（本市の様式指定部分を除く）にまとめること。必要に応じて、A3版（横使い、横書き、片面使用）を可とするが、その場合は中折りすること。また、右端に各様式のインデックスを付け、左端をステープラー等でとめること。
- ・提案書には、返信用封筒を同封すること。

(8) ヒアリングについて

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施する。

ア 実施日時

令和7年1月中下旬（予定）（時間及び場所は決まり次第別途通知する。）

イ 実施方法

30分以内（プレゼンテーション20分、質疑回答10分程度）

ウ 留意事項

- ・説明員は4名以内とします。出席者の条件は、契約の相手方となった場合、業務の責任者、担当者となる予定の者からの説明を行うこと。
- ・プロジェクター、HDMIケーブル、スクリーン、机、椅子等については本市が用意する。その他必要機器（PC、接続ケーブル類等）については各事業者で準備すること。
- ・プレゼンテーションの内容は提案書に記載した内容のみとし、それ以外の資料の配布、投影は認めない。

(9) 選定方法・結果の通知について

ア 受託候補者の選定方法

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い評価する。評価基準・項目・配点は別添「評価基準」のとおり。

イ 選定最低基準点

全選考委員の合計点数1,000点のうち600点

ウ 評価基準について

- ・本プロポーザルにおける受託候補者は、全選考委員による評点の合計の最も高い者を選定する。
- ・ただし、評点の合計が同値の者が複数いる場合は、最も高い評点を得た委員数の多い提案者を受託候補者として選定する。
- ・上記の選定においても受託候補者が特定しないときは、抽選とする。
- ・参加が一人のみのときは、選定最低基準点（満点の6割以上×委員数）を満たしていれば受託候補者として特定する。

エ 結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を電子メールで通知する。

なお、実施結果については、結果通知後に参加者の名称を富山市ホームページで公表し、参加者数が2者以下であった場合、各参加者の得点を公表する。

#### 4 選考委員会委員職氏名

- 委員長 富山市環境部長 舟崎 文彦
- 副委員長 富山市財務部次長 石金 俊介
- 委員 富山市企画管理部行政経営課長 山口 敬
- 委員 富山市財務部管財課長 高道 伸治
- 委員 富山県知事政策局成長戦略室カーボンニュートラル推進課長 前山 巖

#### 5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできない。

- ①参加資格要件を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑤本実施要領の内容を遵守しない場合
- ⑥その他選考委員会が不適合と認める場合

#### 6 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本市は、3(6)に示す質問への対応等のため、本募集要項の修正又は内容の追加を行う場合、本市ホームページにて公表する。
- (3) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しない。
- (4) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正



- 当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがある。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者に特定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
  - (6) 受託候補者との契約にいたるまでに契約行為が不調に終わった場合には、選考委員会において次点とされた事業者と交渉する場合がある。
  - (7) 本業務の契約締結は、富山市議会での「令和7年度予算に係る議案」及び「普通財産無償貸付に係る議案」の議決を要する。

(担 当) 環境部環境政策課ゼロカーボン推進係  
(電 話) 076-443-2053  
(メー ル) kankyousei-01@city.toyama.lg.jp